

小学生・中学生の保護者の皆さまへ



就学援助 制度の お知らせ



しゅうがくえんじょ
就学援助

とは？

お子様を小学校や中学校へ就学させるために、経済的な理由でお困りの保護者に対して、学用品費や学校給食費などを援助する制度です。

対象者は？

東かがわ市に住所を有する小・中学校の児童生徒の保護者のうち、東かがわ市が定める認定要件に該当する方が対象です。

➔ **詳しくは裏面をご覧ください**

東かがわ市教育委員会

就学援助制度について（概要）

1. 援助を受けることができる方

○要保護者（生活保護を受給している保護者）※教育扶助を受けている費目は、重複して受給できません。

○準要保護者（下記の認定基準に該当する保護者）

（準要保護者の認定基準）

東かがわ市に住所を有する小学校又は中学校の児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当し、東かがわ市教育委員会が援助を必要と認めた方

認定基準			
1	生活保護の停止または廃止	6	国民年金の掛金の減免
2	市町村民税の非課税（※1）	7	国民健康保険料の減免又は徴収の猶予
3	市町村民税の減免（※2）	8	児童扶養手当の支給
4	個人事業税の減免（※2）	9	生活福祉資金による貸付け
5	固定資産税の減免（※2）	10	1～9に該当せず、世帯所得額が一定の基準未満（※3）の場合で、職業の不安定等で経済的に困りの方

※1 生活保護、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親を理由とするもの ※2 天災、貧困その他特別な事情によるもの

※3 基準となる金額は、世帯構成や世帯員の年齢等によって異なります。

その他、東かがわ市教育委員会が特に認定を必要と認めた方

2. 援助の主な内容等

	費 目	令和7年度 支給額（年額）		備 考
		小学校	中学校	
1	学用品費	11,630 円	22,730 円	年度途中の認定は、月割算定します
2	通学用品費	2,270 円	2,270 円	年度途中の認定は、月割算定します ※新入学学用品費（新入学準備金）の支給を受けた場合は、支給されません
3	校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	実費（上限 1,600 円）	実費（上限 2,310 円）	
4	校外活動費 （宿泊を伴うもの）	実費（上限 3,690 円）	実費（上限 6,210 円）	
5	新入学学用品費	57,060 円	63,000 円	新1年生で4月認定者が対象です
6	新入学準備金	57,060 円	63,000 円	翌年度、小・中学校への入学予定者のうち 3月認定者が対象です
7	修学旅行費	実費	実費	
8	クラブ活動費	実費（上限 2,760 円）	実費（上限 30,150 円）	
9	生徒会費	実費（上限 4,650 円）	実費（上限 5,550 円）	
10	P T A会費	実費（上限 3,450 円）	実費（上限 4,260 円）	
11	卒業アルバム代等	実費（上限 11,000 円）	実費（上限 8,800 円）	
12	学校給食費	実費	実費	
13	通学費	実費	実費	通学距離が片道 4km（小学生）、6km（中学生） の公共交通機関利用者が対象です
14	医療費	実費	実費	学校検診により、該当となる疾病の治療を受けた場合が対象です

3. 申請時期

※随時、申請を受け付けています。申請する場合は、事前に教育総務課へお問い合わせください。認定された場合、申請月の翌月から支給開始となります。

※申請は年度ごとに必要です。翌年度も継続支給を希望する場合は、学校を通じて案内しますので、申請手続きをしてください。

◆ お問い合わせ先 ◆ 東かがわ市教育委員会事務局 教育総務課 ◇電 話（0879）26-1237
◇所在地 東かがわ市湊1847番地1（東かがわ市役所 本庁舎 北棟2階） ◇受付時間 平日8：30～17：15